



さぬき水田宮農だより

第88号 (発行日)令和2年3月18日 (発行)香川県農業再生協議会水田部会 (事務局)香川県農業協同組合中央会

4月1日から令和2年度の 経営所得安定対策等の 申請手続きが始まります。

受付期間 4月1日(水)～6月30日(火)

経営所得安定対策等の交付金を受けるためには、「様式第1号A交付申請書」と「営農計画書」を最寄りの地域農業再生協議会（JA、市町）又は中国四国農政局香川県拠点へ提出する必要があります。また、米のみを作付・販売する農業者でも、ナラシ対策への加入を考えている方は、「様式第1号A交付申請書」の提出が必要です。

なお、「様式第1号A交付申請書」の裏面「様式第1号B」がナラシ対策の申込となっていますので、ナラシに加入される方は、忘れずに記載の上、提出をお願いします。

経営所得安定対策等とは

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、食料自給率・自給力の維持向上を図るため、飼料用米や麦などの戦略作物の本作化の推進や、地域の特色のある産地の創造を支援する等、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

国の交付金の内容・単価

● 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

対象者は、認定農業者、集落営農※、認定新規就農者

① 数量払：生産量と品質に応じて交付

区分	平均交付単価
小麦	6,098円/60kg
はだか麦	8,517円/60kg
大豆	9,020円/60kg
そば	17,332円/45kg
なたね	9,950円/60kg

※平均交付単価は、香川県における令和元年産の単価です。

② 面積払：

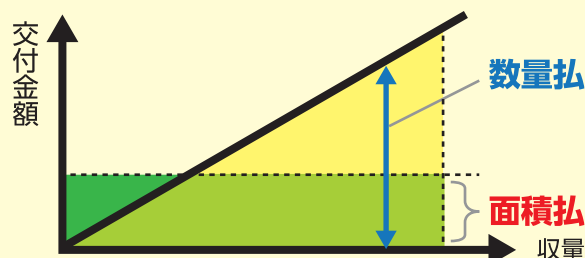
**当年産の作付面積に基づき、数量払の内金として交付
20,000円/10a（「そば」：13,000円/10a）**

※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

※集落営農（ゲタ・ナラシ対策）

規約の作成、対象作物の共同販売経理のほか、市町が将来の農業経営の法人化や地域の農地利用集積について確実と認めることが必要。

数量払と面積払との関係

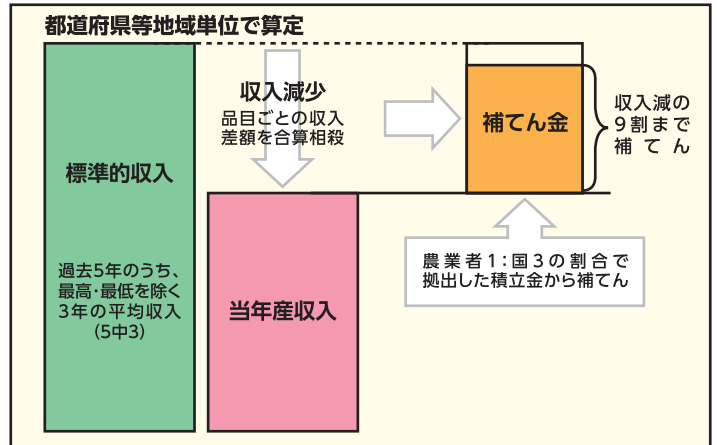


米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策) 対象者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者

★平成31年1月から始まった「収入保険制度」と重複しての加入はできません。

米、麦、大豆等の当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

対策加入者と国が1対3の割合で拠出。
※積立金は掛け捨てではありません。

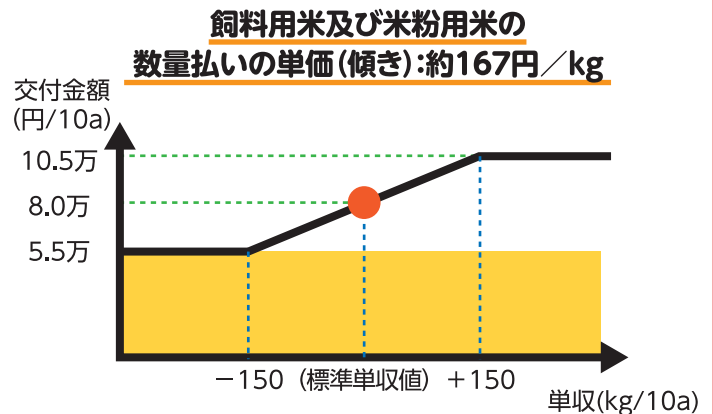


水田活用の直接支払交付金 対象者は、水田で飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ^{※1}	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ 55,000～ 105,000円/10a

- ※1 飼料用とうもろこしを含む。
- ※2 飼料用米の取組のうち、SGS（ソフトグレインサイレージ）については、交付単価が8万円/10aになります。



- 注1 数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることを条件とします。
- 注2 標準単収値に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収(地域の合理的な単収)を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄(作柄表示地帯別)に応じて調整します。

加工用米、新規需要米に取り組まれる農業者の皆様へ

加工用米、新規需要米に取り組まれる方は、あらかじめ、需要者と販売契約を締結した上で、6月30日までに中国四国農政局香川県拠点へ取組計画申請書等を提出する必要があります。

ただし、JA等の農業者団体の取組に参加される場合は、団体から申請されます。

お問い合わせ先<経営所得安定対策関係>

中国四国農政局 香川県拠点 地方参事官室(経営所得安定対策担当)

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎南館5階
電話:087-883-6503



0120-38-3786

受付時間 (平日)9:00~17:00

令和2年度の産地交付金

産地交付金は、水田を活用した作物の生産性向上などの取り組みを支援するもので、国から配分された交付金の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定しています。

<活用方法の基本的な考え方>

水田の有効利用や収益性の向上などを踏まえ、主な活用方法は県域で設定し、各地域の実情に応じ地域における主要品目等の生産に配慮して、資金枠の一部を地域へ配分します。

<主な追加・変更内容>

- ◆ 飼料用米、米粉用米の取り組みについて、実需者と3年以上の複数年契約が必要となります。
- ◆ 麦の担い手集積加算（品種加算）に、「さぬきの夢2009」に加え、はだか麦の「イチバンボシ」を追加しました。
- ◆ 資源循環の耕畜連携を推進するため、上限単価を引き上げました。（13,000円／10a ⇒ 13,500円／10a）。

※ 国からの配分は2回に分けて行われ、1回目の配分額は全体額の約9割が配分され、その額を元に交付単価を設定しています。活用方法によっては上限単価を設定しており、2回目の追加配分額が明らかになった時点で、交付単価について上限単価までの範囲内で調整を行います。



県の交付金の内容・単価

主 な 内 容 (前年度からの変更点は赤字) (※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。)		2年度の交付単価 (10a当たり)
多様な 水稻の 生産 拡大	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)に取り組んだ面積に加算 (※飼料用米、米粉用米は実需者と3年以上の複数年契約が必要です。)	12,500円 【上限14,000円】
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が飼料用米及び米粉用米の多収品種に取り組んだ面積に加算 (※飼料用米、米粉用米は実需者と3年以上の複数年契約が必要です。)	18,000円
	加工用米の面積に対して加算 (※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上に取り組むことが必要です。)	12,000円

(新規需要米)
いずれかを交付

主 な 内 容 (※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。)		2年度の交付単価 (10a当たり)
麦・大豆の生産振興	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が「二毛作」で作付けした麦の面積に対して加算 (※上記担い手以外の麦の採種農家も対象とします。)	13,500円 【上限15,000円】
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした麦の面積に対して加算	3,600円 【上限4,000円】
	さらに法人格を有する場合は加算	+1,800円 【上限2,000円】
	さらに「さめきの夢2009」及び「イチバンボシ」を作付した場合は加算	+2,500円
担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした大豆の面積に対して加算		10,500円 【上限12,000円】

地域に応じた取組の推進	地域協議会が選定した重点園芸品目(野菜)や地域特産物など、地域の主要品目の作付面積等に対して助成 ※ 詳細は、各地域協議会にご確認ください。	地域協議会毎に 設定
	そば、なたねの作付面積に対して助成 (※排水対策の実施が必要です。)	基幹作 20,000円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした「新市場開拓用米(輸出用米等)」の面積に対して助成 (※主食用米等とは別管理とし、実需者との契約が必要です。)	
担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が実施した「資源循環の耕畜連携」の取組面積に対して助成 (※飼料作物を生産する水田へ家畜由来のたい肥を散布することが必要です。)		11,500円 【上限13,500円】

その他、詳細な要件については、別途、ご確認ください。

※上記の交付金は、「捨て作り」など管理等が不適切な場合は交付されません。

香川県の主食用米は、近年、需要量の減少を超えて、大きく作付が減少しています。「生産の目標」の達成を目指して積極的な作付をお願いします(第87号参照)。

また、主食用米に麦等を組み合わせ、二毛作による収益の向上と水田の有効活用を図りましょう!

令和2年産から、「おいでまい」による主食用米の作付拡大に一定の要件のもと助成する補助事業を行います  5ページ

特報

令和元年産「おいでまい」が米の食味ランキングで
「特A」を獲得しました!

「おいでまい」で

主食用米生産拡大事業

に取り組みましょう!



「おいでまい」シンボルマーク

令和元年12月に「香川県水稻の生産振興方針」を見直し、今後の水田農業の方向として、二毛作を基本とした米作付面積（県産米の生産量）の確保を重点事項の一つに取り組むこととしています（第87号 参照）。

そこで、令和2年産から県単独補助事業として、生産者の皆さまの米・麦の生産拡大を支援する「**主食用米生産拡大事業**」を創設しました。

事業の概要は次のとおりですので、広く周知するとともに、事業の積極的な取り組みをお願いします（事業の具体的な申請手続き等は、次号の水田営農だよりでお知らせします）。

事業の概要

対象者

「おいでまい」を販売目的で生産する販売農家・集落営農組織（おいでまい委員会が登録するおいでまい栽培者）

対象となる事業内容

- ①「おいでまい」を前年産より10a以上拡大し、なおかつ主食用米合計面積も10a以上拡大した場合に拡大面積に応じて助成（基本）
※助成は、「おいでまい」の拡大面積に対して行う
 - ②さらに、上記①により拡大後の主食用米合計面積の10%以上、または作付拡大した面積について、麦との二毛作を実施した場合は単価を変更し助成
- 注) 助成対象面積の確認のため、農業共済の加入が必要です

助成額

作付拡大後の主食用米合計面積	基本	二毛作要件を満たす場合
1ha 以上	2,000 円以内 /10a	3,000 円以内 /10a
1ha 未満		2,500 円以内 /10a

申請先

香川県農業協同組合

問い合わせ先

香川県農業生産流通課 (087-832-3418)

香川県農業協同組合 (087-818-4109)



JAからの
お願い

主食用米を作ってください!

JA香川県では取引先からの「要望数量」を確保できていません。

JA香川県では「販売強化」を図るため次の施策を実施します

- ・取引先との事前契約の積み上げ ⇒ 所得安定化
- ・品代精算の早期化（生産翌年の6月末まで）
- ・令和2年産出荷量増加に対する助成金

令和2年産米の出荷数量が令和元年産米の出荷数量に比べ、20俵以上増加した生産者に対し、増加した数量1俵60kgあたり300円（税込）の出荷奨励金を支出します（条件あり）。

香川県の主食用米の作付は、ここ数年大きく減少しており、毎年約400ヘクタールも減っています。

取引先からは特に外食（飲食店等）、中食（弁当等）、学校給食などの業務用米が求められています。

香川県産米のおいしさを県内外に広げ、また、美しい田園風景を守っていくため、

ぜひ、主食用米の生産拡大をお願いします。



令和2年産米の栽培に向けて

令和元年産米は、梅雨明けの遅れで7月が低温・日照不足傾向となったほか、8月中下旬も曇雨天の日が多くなった影響で、全体的に収量がやや少なくなりました。令和2年産米の栽培開始にあたり、天候不順年でも収量を確保できるよう、下記の2点に留意しましょう。

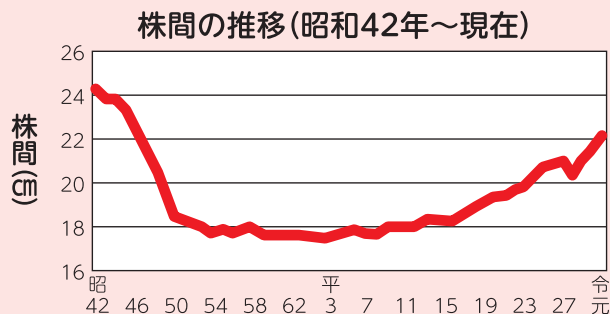
土づくり

- ・土壤改良資材の施用と深耕（15cm以上）に努めましょう。
- ・本県の多くの土壤には、下写真のとおり15cm以下の層に鉄が沈積しており、深耕することでこれらの鉄を米が吸収できるようになります。



適正な株間

- ・株間を広げすぎると収量の減少リスクが高まります。18～22cmを目安としましょう。
- ・下表のとおり、田植機の普及とともに株間は一度狭くなったものの、近年また広がる傾向にあります。



※農林水産省が公表している香川県の作況標本筆の1㎡当たり株数から、条間を30cmと仮定して算出したもの。

内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 総合対策部 総合対策課…………… TEL : 087-825-2503
 香川県農業協同組合 営農部農産販売課…………… TEL : 087-818-4109
 香川県 農政水産部 農業生産流通課…………… TEL : 087-832-3418
 香川県農業再生協議会ホームページ…………… <https://www.kagawa-saiseikyo.jp/>